

白山市社協ケアプランセンター重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

※ この「重要事項説明書」は、サービス提供に関係する法令、事業所所在地自治体の定める条例等の規定に基づき、指定居宅介護支援提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 番 号	平日の日中：０７６－２７４－４１００ ＊土・日・祝祭日及び時間外：０９０－５６８３－１１０２
事業所名称	白山市社協ケアプランセンター

２４時間常時対応できる体制を整えています。

2. 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	白山市社協ケアプランセンター
所在地	〒９２４－０８６５ 石川県白山市倉光八丁目１６番地１ (白山市福祉ふれあいセンター内)
介護保険指定番号	１７７２２００２７３
開設年月	平成１７年２月１日
通常の事業の実施地域	白 山 市
事業所(管理者)	堀 江 忍
事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、また要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う。 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市区町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(2) 事業所の職員体制

管理者・主任介護支援専門員（常勤）１人

介護支援専門員（常勤）３人

(3) 営業日および営業時間

営業日 月曜～金曜（土曜日・日曜日・祝祭日及び12/29～翌1/3は休業）

営業時間 ８時３０分から１７時１５分

3. 居宅介護支援の内容

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し、結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記(2)から(5)の実施をします。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日住所地の市区町村窓口にて提供しますと、厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護並びに居宅支援サービス計画費の額の戻しを受けられます。

※ 金額は1ヶ月につき

居宅介護支援費		10,860 円 (1,086 単位×10.00 円) 要介護 1.2
		14,110 円 (1,411 単位×10.00 円) 要介護 3.4.5
加 算 費 用	初回加算	3,000 円 (300 単位×10.00 円) 対象月のみ
	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	2,500 円 (250 単位×10.00 円) 対象月のみ
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,000 円 (200 単位×10.00 円) 対象月のみ
	通院時情報連携加算	500 円 (50 単位×10.00 円) 対象月のみ
	退院・退所加算	4,500 円～9,000 円 (450 単位×10.00 円) 対象月のみ
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円 (400 単位×10.00 円) 対象月のみ
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円 (200 単位×10.00 円) 対象月のみ (2 回限度)
	通院時情報連携加算	500 円 (50 単位×10.00 円) 対象月のみ

*利用料金は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、改定された場合は自動的に改訂されます。

(2) 交通費

前記の2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費が必要で、その詳細は下記の通りです。

移動手段	交通費
① 公共交通機関	実費
② 車	1キロあたり 50 円 (通常の実施地域を越えた地点から)

(3) 解約料

契約者はいつでも契約を解約する事ができ、一切料金はかかりません。

5. 居宅介護支援の提供にあたって

- ・居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事者にお知らせください。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようお願いいたします。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。さらに、当該事業所をケアプランに位置付けた理由をもとめることができます。
- ・障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等においては、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努めます。

6. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、身分証を提示します。

7. 記録の保持

指定居宅介護支援事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援に関する記録を整備し、契約終了した日から5年間保存します。

8. 虐待防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待に関する責任者 管理者 堀江 忍

(2) 成年後見制度の利用支援を行います。

(3) 苦情解決体制の整備を行います。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 当該事業所従業者または擁護者（現に養護している家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

9. 身体的拘束について

当事業所では、原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及びその家族に対して同意を得たうえで次に掲げることに留意し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性-----直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性---身体的拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性-----利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体的拘束を解きます。

10. サービス内容に関する苦情

相談窓口では当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

別に下記の当事業所以外の、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓 口	担 当	住 所	電 話
居宅介護支援事業所	船本 靖典	白山市倉光八丁目16番地1	274-4100

窓 口	担 当	住 所	電 話
白山市役所	長寿介護課	白山市倉光二丁目1番地	274-9529
国民健康保険団体連合会	介護保険課	金沢市幸町12番1号	231-1110

11. 秘密の保持

①当事業所は、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密を厳守いたします。

②当事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者から、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。

③当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらか

じめご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

1 2. 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が、ご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 3. 当法人の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人白山市社会福祉協議会
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	会長 村井 志朗
法令遵守責任者氏名	常務理事兼事務局長 三谷 哲史
本所所在地・電話番号	白山市倉光八丁目 16 番地 1・0 7 6－2 7 6－3 1 5 1

事業者、利用者双方が署名等を行い、それをもって上記の重要事項の確認を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者1通ずつ保有するものとします。